

どうする？
こんなとき

家族が**異動（就職、結婚…）**しました



5日以内に異動届を提出してください

就職、結婚、引越…健康保険に加入している**ご家族に異動があったら、届出**をお願いします。

資格のない方が健保組合に加入したままだと、被保険者のみなさんにお支払いいただいた保険料が、**本来使うべき医療費や高齢者医療への財源**として適正に使われないことになります。

資格がない方への不要な支出が多ければ、保険料の増額にもつながりかねません。

みなさんの大切な保険料を生かすためにも、**異動届の5日以内の提出**をお願いいたします。

異動届を提出するとき

就職・他の健保組合に加入

- ◆ 被扶養者が就職し、就職先の健康保険の被保険者になった。
- ◆ 被扶養者がパート先で被保険者になった。



パートやアルバイトをしていて下記の要件をすべて満たす場合は、パート・アルバイト先の健康保険の被保険者になる。

- 1 週の所定労働時間が20時間以上
- 2 賃金月額が88,000円（年収106万円）※以上
※残業代、通勤手当などを含まない所定内賃金
- 3 雇用期間が1年以上見込まれる
（令和4年10月からは2カ月超見込に変更予定）
- 4 学生でない
- 5 職場が以下のいずれかに該当
 - 1 従業員が501人以上
（令和4年10月からは101人以上に変更予定）
 - 2 従業員が500人以下で、社会保険の加入について労使合意を行っている
（令和4年10月からは100人以下に変更予定）

収入増

- ◆ 被扶養者の年間収入が130万円※以上見込まれることになった、または被保険者の収入の1/2以上になった。

※60歳以上または障害がある場合は180万円以上（老齢年金、障害年金、遺族年金を含む）。



別居した

- ◆ 被扶養者となるために同居が条件となる親族※が、被保険者と別居した。
※被保険者の配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹以外の親族（三親等内）は同居でなければ被扶養者として認定されません。

75歳になった

- ◆ 被扶養者が75歳※になり、後期高齢者医療制度の被保険者になった。
※65～74歳の方が一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様。

国内居住要件を満たさなくなった

- ◆ 日本国内に住所を有さなくなった。ただし、次のような場合は、被扶養者として認められる。

- 1 留学する学生
- 2 海外赴任に同行する家族
- 3 観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で、一時的に日本から海外に渡航している場合（ワーキングホリデーや青年海外協力隊など）
- 4 海外赴任中に身分関係が生じ、新たな同行家族とみなすことができる場合
- 5 その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして健保組合が判断する場合